

○紀南地方老人福祉施設組合職員懲戒審査規程

〔平成16年6月9日〕
規程第5号

改正 平成17年4月1日規程第3号 平成18年11月24日規程第15号
平成19年2月22日規程第3号 平成20年3月13日規程第4号

（総則）

第1条 この規程は、職員の行為等が地方公務員法第29条に該当する場合、及び紀南地方老人福祉施設組合職員倫理規程（平成16年規程第4号。以下「倫理規程」という。）に違反する行為等（以下「違反行為」という。）を行った場合に係る処分の基準を定めるものとする。

（懲戒処分の軽重等）

第2条 この規程において、懲戒処分の軽重は、免職、停職、減給、戒告の順序によるものとする。

2 違反行為のうち、倫理規程違反及び職務専念義務違反・懈怠、一般服務義務違反等について審査の結果、懲戒処分に相当しないと判断されたときは、文書又は口頭により、訓告を行うものとする。

（処分の基準）

第3条 職員が行った行為が別表のA欄に掲げる違反行為に該当するときは、当該職員が行った行為の態様、公務内外に与える影響、当該職員の職位、職責、当該行為の前後における当該職員の態度等を考慮し、当該違反行為に応じ、同表のB欄に掲げる処分の種類のうち一の種類（処分の種類が一である場合にあっては、当該種類の処分）を行うものとする。ただし、当該行為が当該職員の職務に関する行為をすること若しくは行為をしたこと若しくは行為をしないこと若しくは行為をしなかったことの対価又は当該職員が請託を受けその地位を利用して他の職員にその職務に関する行為をさせ、若しくは行為をさせないようにあつせんすること若しくはあつせんしたことの対価として供応接待又は財産上の利益の供与を受けたものであるときは、当該違反行為に応じ同表のB欄に掲げる処分の種類は、免職又は停職とする。

（違反行為に該当する複数の行為を行った場合の取扱い）

第4条 職員が別表のA欄に掲げる違反行為に該当する行為を二以上行ったとき、若しくは同じ又は異なる行為を別々の時期に行ったときは、当該職員に対し、当該違反行為に応じ、同表のB欄に掲げるそれぞれの処分の種類のうち最も重い処分を行うことができる。

2 第2条第2項に規定した違反行為が前条の処分基準に該当する違反行為の前に隠蔽等されていることが判明したときは、前項の規定を準用することができる。

3 前2項の規定により重い処分を行うときは、別表のA欄に掲げる違反行為に応じ同表のB欄に掲げる処分の種類のうち最も重い処分が停職の場合にあっては免職、減給の場合にあっては停職、戒告の場合にあっては減給とすることを原則とする。

（情状等による加重及び軽減等）

第5条 前2条の規定により処分を行う場合において、次の各号のいずれかの事由があるときは、これらの規定により行うことができる処分より重い処分を行うことができる。

- (1) 職員が行った行為の態様等が極めて悪質であるとき。
- (2) 職員が行った行為の公務内外に及ぼす影響が特に大きいとき。
- (3) 職員が管理又は監督の地位にあるなどその占める職位の責任の度が特に高いとき。
- (4) 職員が違反行為に該当する行為を行ったことを理由として過去に処分を受けたことがあるとき。

2 前項の規定に基づき、前2条の規定により行うことができる処分より重い処分を行うときは、前条第3項に準じて行うことができるものとする。

第6条 第3条又は第4条の規定により処分を行う場合において、次の各号のいずれかの事由があるときは、これらの規定により行うことができる処分より軽い処分を行うことができる。

- (1) 職員の日頃の勤務態度が極めて良好であるとき。
- (2) 職員が自らの行為が発覚する前に自主的に申し出たとき。

- (3) 職員が行った行為が善意の第三者行為であったことが明白なとき。
 - (4) 職員が行った行為が上司の職務命令に関わっていることが明白なとき。
 - (5) 職員が行った行為が事前に上司に相談協議し指導に従っていたとみなされるとき。
 - (6) 職員が行った行為の違反の程度が軽微である等特別の事情があるとき。
- 2 前項の規定に基づき、第3条又は第4条の規定により行うことのできる処分より軽い処分を行うときは、別表のA欄に掲げる違反行為に応じ同表のB欄に掲げる処分の種類のうち、最も軽い処分が停職の場合にあつては減給、減給の場合にあつては戒告とすることを原則とする。
- 3 第1項の規定は、職員の酒酔い運転及び酒気帯び運転に関する処分については、適用しない。

第7条 職員が行った行為が別表のA欄に掲げる違反行為に該当する場合において、当該職員が行った当該違反行為の態様等に照らし処分を行わないことに相当の理由があると認められるとき（原則として当該違反行為に応じB欄に掲げる処分の種類に戒告が含まれているときに限る。）は、懲戒処分を行わないことができる。

（別表に掲げられていない行為の取扱い）

第8条 職員が行った行為が違反行為に該当する場合であつて、別表のA欄に掲げる違反行為に該当しないときは、当該行為に類似する同欄に掲げる違反行為に対する処分の取扱いに準じて当該行為に対する処分を決定するものとする。

（相談、指導していた場合の取扱い）

第9条 職員が倫理規程第4条による指導助言を受け及び第5条第2項第1号による事前届け出と了承の後に行った行為が別表のA欄に掲げる行為に該当したときは、当該職員に対し処分を行わないことができる。

（違反行為に該当する行為と一般服務義務違反行為を行った場合の取扱い）

第10条 職員が違反行為に該当する行為及び地方公務員法第29条第1項各号のいずれかに該当する行為を行ったことを理由として懲戒処分を行う場合にあつては、当該違反行為に応じ別表のB欄に掲げる処分のうち、最も重い処分より重い処分を行うことを妨げない。

附 則（平成16年6月9日規程第5号）

この規程は、平成16年6月9日から施行し、この規程の施行後に行われた行為について適用する。

附 則（平成17年4月1日規程第3号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年11月24日規程第15号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年2月22日規程第3号）

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 この規程による改正後の紀南地方老人福祉施設組合職員懲戒審査規程の規定は、この規程の施行の日以後に処分事由となる違反行為があった事案について適用し、同日前にあった事案については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月13日規程第4号）

この規程は、公布の日から施行する。

（別表）

懲戒処分基準表

違反行為		A 欄	B 欄
一般 服 務 関 係	(1)欠勤	正当な理由なく10日以内の間勤務を欠いた職員	減給 戒告
		正当な理由なく11日以上20日以内の間勤務を欠いた職員	停職 減給
		正当な理由なく21日以上の間勤務を欠いた職員	免職 停職
	(2)遅刻早退	勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた職員	戒告
	(3)休暇の虚偽申請	病気休暇又は特別休暇又は介護休暇について虚偽の申請をした職員	減給 戒告
	(4)勤務態度不良	勤務中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせたり、飲酒する等、勤務態度が不謹慎、不真面目な職員	減給 戒告
	(5)職場内秩序びん乱	暴行により職場秩序を乱した職員	停職 減給
		暴言により職場秩序を乱した職員	減給 戒告
	(6)虚偽報告	事実をねつ造して虚偽の報告、申告、申請等を行った職員	減給 戒告
	(7)秘密漏洩	職務上知り得た秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員	免職 停職 減給
(8)個人情報保護 適正管理違反		個人情報保護条例で定めた適正管理を怠り、または、故意に漏洩し個人のプライバシー、人権侵害に加担した職員	停職 減給 戒告
		(9)文書配付	政治的な目的を有する文書を配布した職員
公 金 等 取 扱 い 関 係	(1)横領、窃取、詐欺	公金又は物品を横領又は窃取もしくは人を欺いて公金又は物品を交付させた職員	免職
		(2)不適正処理	公金の流用等、公金又は物品を不適正に処理をした職員
	(3)紛失	公金又は物品を紛失した職員	減給 戒告
	(4)盗難	重大な過失により公金又は物品の盗難にあった職員	減給 戒告
	(5)器物損壊	重大な過失により職場において器物を損壊した職員	減給 戒告
	(6)出火、爆発	過失により職場において出火、爆発を起こした職員	戒告
	(7)諸給与の違法 支払い、不適 正受給	故意に法令違反して諸給与を不正支給した職員及び故意に届出を又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した職員	減給 戒告
		(8)施設組合への 損害責任	所定の事務手続によらず、かつ不適正な事務処理のまま、放置する等により、施設組合に多大な損害をもたらした職員
公 務 外 非 行 関	(1)放火、殺人	放火又は人を殺した職員	免職
	(2)傷害	人の身体を傷害した職員	停職 減給
	(3)暴行、喧嘩	暴行又は喧嘩をした職員（人を傷害するに至らなかったとき）	減給 戒告
	(4)器物損壊	故意に他人の物を損壊した職員	減給 戒告
	(5)横領、窃盗	自己の占有する他人の物を横領又は他人の財物を窃取した職員	免職 減給
	(6)強盗	暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した職員	免職 停職
	(7)詐欺、恐喝	人を欺き又は人を恐喝して財物を交付させた職員	免職 停職
		(8)賭博	賭博をした職員、常習として賭博をした職員
(9)麻薬所持使用	麻薬、覚醒剤等を所持又は使用した職員	免職	
(10)粗野な言動	酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野な言動をした職員	減給 戒告	
	(11)淫行等	18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し又は供与することを約束して淫行した職員	停職 減給
		児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律に違反した職員	停職 減給
(12)ストーカー	ストーカー行為等の規制等に関する法律に違反した職員	免職 停職	

係	(13)痴漢行為	公共の乗物等において痴漢行為をした職員	停職 減給
	(14)セクシャルハラスメント	身体をさわる等、精神的苦痛を伴う嫌がらせをした職員	減給 戒告
交通関係		職員の交通道路、道路交通法違反処分基準による	
監督責任関係	(1)不適正な指導	部下職員が処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導が行われていなかったり、指導監督が不適正であった職員	減給 戒告
	(2)非行の隠蔽黙認	部下職員の非行、行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠蔽し又は黙認した職員	停職 減給 戒告
倫理規程違反	(1)会食	倫理規程第6条第1号に違反した職員	戒告
	(2)遊技、スポーツ、旅行	倫理規程第6条第2号に違反した職員	戒告
	(3)餞別等	倫理規程第6条第3号に違反した職員	戒告
	(4)中元、歳暮	倫理規程第6条第4号に違反した職員	戒告
	(5)講演等報酬	倫理規程第6条第5号に違反した職員	減給 戒告
	(6)金銭等贈与貸付	倫理規程第6条第6号に違反した職員	停職 減給 戒告
	(7)債務負担	倫理規程第6条第7号に違反した職員	減給 戒告
	(8)役務提供	倫理規程第6条第8号に違反した職員	停職 減給 戒告
	(9)不動産、物品等譲渡、貸与	倫理規程第6条第9号に違反した職員	停職 減給 戒告
	(10)接待、便宜の供与	倫理規程第6条第10号に違反した職員	停職 減給 戒告
	(11)黙認等	倫理規程第8条第4項に違反した職員	減給 戒告
	(12)報告義務違反	倫理規程第8条第1項から第3項及び第5項に違反した職員	戒告
	(13)贈与等の要求	倫理規程第3条第3項に違反した職員	戒告